KSKR

国交省「高齢者の移動手段を確保するための制度」 ・事業モデルパンフレット」改訂版を作成

国土交通省は、2017年に「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」が まとめた「中間とりまとめ」を踏まえ、厚労省等関係省庁とも連携して、 2018年に「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送の制度とモデルにつ いて」と、「高齢者支援サービスの提供に際しての交通・福祉制度及び事 業モデルの整理と解説」を作成・発行していました。

新たに 2020 年 11 月に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」 等が一部改正されたことを受けて、この2022年3月に「『交通』と『福祉』 が重なる現場の方々へ ~高齢者の移動手段を確保するための制度・事業 モデルパンフレット改訂版」(発行:国土交通省)を作成・発行しました。

※「制度・事業モデルパンフレット(2022 年 3 月改訂版)」:

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pDf



▲「制度・事業モデル パンフレット」(2022)

高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット 主な修正箇所			
修正箇所	修正後		
P5	自家用有償旅客運送は、運送の種別によって2種類に分かれます。 ●過疎地域等の交通が不便な地域における住民や来訪者のための輸送を担う「交通空白地 有償運送」と障害者や要介護者等の福祉輸送を担う「福祉有償運送」の2種類があります。 ●どちらも、市町村や、NPO法人等の非営利団体が運送主体となります。		
P5	自家用有償旅客運送を行うためには、地域公共交通活性化再生法または道路運送法に基づく "法定協議会"、"地域公共交通会議"または"運営協議会"において協議を調えた上で、道路運送法上の登録を受ける必要があります。 また、地域においてこれらの会議が組織されていない場合は、持ち回りで関係者の了解を得る等の方法で会議による協議に代えることもできます。		
P6	運送の対価の決め方 「自家用有償旅客運送」において、利用者から収受可能な運送の対価には一定の制限があります。 運送の対価の基準は、以下の3つです。 ① 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して、実費の範囲内であると認められること		

② 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること P6 ③ 営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、法定協議会、地 域公共交通会議又は運営協議会において協議が調っていること 運送の対価の目安 ・路線を定めて運行 当該地域や近隣の乗合バスの運賃 当該地域における撤退前の乗合バスの運賃 P6 ・運送の区域を定めて運行 当該地域や近隣におけるタクシーの運賃の 1/2 なお、上記はあくまでも目安であり、運送の対価の上限ではありません。法定協議会、 地域公共交通会議又は運営協議会において協議を調えれば、これを超える運送の対価を設 定することも可能です。制度の詳細は市町村の交通部局又は運輸支局までお尋ねください。 なお、営利を目的としない互助による運送のために、市町村から車両の購入費や維持管理 経費の補助を受けることは可能です。 また、「訪問型サービスD」においては、サービス運営に必要な間接経費(予約の受付や P8 割り振りなどサービスの利用調整をする人件費など)や送迎前後の付き添い支援に係るボ ランティアに対する奨励金についても補助を受けることが可能です。 ただし、運転者への報酬といった運転する行為への人件費について補助を受ける場合には 道路運送法上の許可または登録が必要となりますのでご注意ください。 訪問型サービス D の補助の対象者 ●基本チェックリスト該当者 P11 ●要支援 1、要支援 2 ●継続利用要介護者 なお、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(2020年10月22日厚生労働省令第 176号) に基づき、2021年4月より、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当 P11 該事業における補助により実施されるサービス(住民主体のサービス)を継続的に利用す る要介護者(継続利用要介護者)が追加されました。 訪問型サービスを補助でなく委託で行うことは可能? ✔住民主体の訪問型サービスおよび通所型サービスは補助による実施が一般的ですが、運 行管理や運転業務の委託による実施も可能です。 ✓委託の場合は、市町村が事業の実施主体となり、仕様書・契約書の内容に基づき、市町 P11 村から団体等に対して運行管理や運転業務の委託費を支払います。 ✓人件費を含めて実施にかかる費用全額を市町村が委託費として団体等に支払う「委託契 約」に基づき実施することが可能です。

ニュース (2022.5.31) **もくじ**

- 国交省「パンフレット改訂版」紹介…… 1
- 福祉有償運送運転講習会·案内 ········· 4
- 報道資料①(東京交通新聞) ………… 6
- 座談会・紹介(遠藤準司氏) ······8
- 報道資料② (毎日新聞) …………… 10
- 会費納入のお願い ………………… 12



P18	利用者・対象者 ●交通空白地有償運送なら当該地域の住民や観光客を含む来訪者等(複数乗車も可能) ●福祉有償運送なら身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者等(複数乗車には地域における関係者の協議が必要)の会員等が対象となります。		
P18	運送車両 運送主体が使用権原を有する自家用車(白ナンバー)を使用できます。 ※企業やボランティア個人の車両持込みも可能です。		
P18	運転者への支払い 運送主体である NPO 等は、運転者(ボランティア含む)に対して運転役務に対する報酬 を支払うことができます。		
P18	運行ルート・範囲 ●交通空白地有償運送:路線又は運送の区域を定める必要があります。 ●福祉有償運送:運送の区域を定める必要があります。ドア・ツー・ドアの個別輸送を行います。		
P24	介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ ●サービス運営に必要な間接経費(予約の受付や割り振りなどサービスの利用調整をする 人件費など)や送迎前後の付き添い支援に係るボランティアに対する奨励金が補助対象 となります。		
P24	運転者への支払い●運送主体である NPO 等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。		
P24	●補助に関する留意事項 》運転者への報酬といった運転する行為への人件費については補助することはできません。		
P26	介護予防・日常生活支援総合事業上の位置づけ 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎(訪問 D) について、必要な 費用全額を市町村が運行管理や運転業務の委託費として団体等に支払う「委託契約」に基 づき実施することが可能です。		
P30	運営費用・助成 ●上記の利用者から燃料費、道路通行料、駐車場代負担を超える費用は、運送主体が別の活動で集める寄付金などで賄います。(「別事業の収益」と輸送サービスとの間に密接な関係が認められる場合や、「寄附金」が運送の対価にあたる場合には、許可登録が必要です。)		
P31	許可登録不要モデル \mathbf{E} ($\mathbf{\underline{i}}$)問型サービス $\mathbf{\underline{B}}$ 又は $\mathbf{\underline{D}}$ として 実施する送迎、運送主体は様々)		
P34	運行ルート・範囲 助け合いサービスや診療サービスの一環として行われる送迎の範囲で、運送が可能です。		
P39	交通空白地有償運送 市町村や NPO 法人などが、交通が不便な地域の住民又は観光客等の来訪者に対して行う 自家用有償旅客運送のことです。路線を定めて行う場合と、運送の区域を定めて行う場合 があります。		
P39	福祉有償運送 市町村や NPO 法人などの団体が、高齢者や障害者などに対して行う自家用有償旅客運送 のことです。利用者は、要支援や要介護など、外出にサポートが必要な人に限定されます。		

を動・送迎サービス 運転協力者講習会

福祉有償運送運転者及びセダン等運転者「運転協力者講習会」

私たちが取り組んでいる福祉有償運送(移動送迎支援活動)は、 非営利法人であれば改正「道路運送法79条」(2006年10月1日施行)に登録すれば可能となっています。

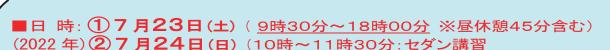
■ 改正「道路運送法」では、「運転者の要件」として「国土交通大臣 認定の講習修了者」という要件が新設され、講習内容も<u>最低470</u> 分(セダン車等研修を含む)が規定されています。■

「道路運送法」改正の目的は、「過疎地の生活交通や要介護者・身体障害者等の移動制約者の移動を確保」(国土交通省)とされては

いるものの、手続きの煩雑さゆえに各地ではやむなく撤収する団体も出ている状況です。

私たちは「福祉有償運送運転者及びセダン等運転者講習」として国交省認定(2006年12月1日)を済ませ、活動継続への支援と、移動送迎支援活動のすそ野を広げる努力を行っているところです。この機会に受講いただき、それぞれの地域で取り組みを継続・拡大されるようお願いいたします。

※カリキュラム全てに出席された方には、運転協力者講習の「修了証」を発行いたします。



(介護資格の無い人:セダン講習希望者対象)) など ※いずれも開場・受付は20分前から

■会 場:NPO法人 日常生活支援ネットワーク 1 階

大阪市浪速区敷津東3丁目6番10号【チラシ裏面:地図参照】

■定 員:20名程度(定員になり次第締め切らせていただきます【先着順】)

■参加費用:9,000円/名(関西STS連絡会非加入団体は15,000円/名)

※いずれもテキスト代が別途1,000円必要となります。

※セダン講習を希望される方は1,000円で実施します。

※運転適性診断を希望される方は1,500円で実施します。 (当日受付でお支払いください。)

■ 主 催: NPO法人移動送迎支援活動情報センター

■ 共催: 関西STS連絡会

【申込み・問合せ先】

NPO法人移動送迎支援活動情報センター

(担当 えのきぞの、いらはら)

TEL:06-4396-9189 FAX:06-4396-9189 (お申し込みは別紙FAX用紙にて受け付けています)





福 祉 有 償 運 送 運 転 者 及 び セ ダ ン 等 運 転 者 講 習 会

■ 講習内容 ■

【9 時 30 分~18 時 00 分(昼休憩 45 分含む)】

【第1章】運転協力者研修の目的と研修の進め方

【第2章】移動・送迎サービスとは

【第3章】移動・送迎サービスの利用者を理解する

【第4章】利用者の心理と接遇

【第5章】必要とされる介助と活動の様子

ガイドヘルプ及び車イス体験・介助実習

【第6章】移動・送迎サービスに必要な心構えとマナー

【第7章】福祉車両について

【第8章】移動・送迎サービス関連の交通法を理解する 【第9章】福祉車両への乗降及び運転実技

- 修了式 -

※適性診断(希望者のみ): 18 時 00 分~(多少変更有)

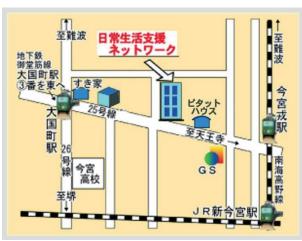
■セダン講習(希望者のみ)■【10 時~11 時 30 分】

【第9章】セダン車両への乗降及び運転実技

セダン車両へ乗降・介助実習

【第10章】セダン車等運転研修(座学)

- 修了式 -



地下鉄「大国町」駅・東側、南海線「今宮戎」駅、西側

・作業所内やサービスを提供中の賠償事故に備え

事業者総合賠償責任補償制度

・職員や活動中の支援者の事故に備え

傷害見舞金補償制度

障害者 【 G 度20余年の実績の A I U保険会社 ジェイアイシーウエスト(株)

TEL: 06-6941-5187 FAX: 06-6944-1728 自動車保険等あらゆる保険の事はご相談ください

申し込み用紙

希 望 日 (○印を)	③8月20(土) ④8月21日	月24日(日)(セダン講習希望者のみ) 日(日)(セダン講習希望者のみ) 日(日)(セダン講習希望者のみ)
団 体 名	□運営協議会に届出(予定を含む)の事業者 [□4 条許可の事業者 □43 条許可の事業者
団体住所	〒 −	
及び連絡先	電話番号() F,	AX 番号()
(ふりがな) 参加者氏名等	(ふりがな) 氏 名 住 所 〒	(ふりがな) 氏 名 住 所 〒
<i>y</i>	生年月日 年 月 日移動送迎支援活動歴□なし □1年以下 □1年以上	生年月日
福祉に関する 免 許・資 格	例:ホームヘルパー2級	
適性診断	要 · 不要	要・不要

定員超過のため参加をお断りせざるを得ない場合のみ、こちらよりご連絡さし上げます。

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は その目的以外の用途には利用しません。

FAX.06-4396-9189

╡ 資料(新聞報道①)》━━

「登録不要」輸送の普及へ支援

―― 全国移動ネット・中根理事長に聞く ――

(2022.5.16 東京交通新聞)

自家用有償旅客運送関係のボランティア団体・個人で組織する NPO 法人 全国移動サービスネッ トワークの中根裕理事長(移動支援ネットワークちば)は本紙のインタビューで、長野県など 10 自治体と連携し、道路運送法の枠外となる「許可・登録を要しない輸送」(「登録不要」の輸送、無 償の助け合い活動)を広める計画を明らかにした。新型コロナウイルス禍で深刻化する孤独・孤立 対策を重視し、地域住民のつながりづくりなどで移動サービスの真価を発揮したい考えを強調した。

──新型コロナウイルス禍 2 年の自家用有償旅客 運送の状況を伺いたい。地域の移動ニーズはどの ように変化しているか。

中根氏:

「コロナもあるが、自家用有償運送自体が今後ど うなっていくか、不安な局面に来ている。特に福 祉有償運送の団体数・車両数が減っている。外的 要因では、今だとガソリン代がすごく値上がりし ていて、内的要因で言えば、担い手が高齢化し、 世代交代できないといった問題がある。コロナで 厳しさが顕著になった」

「コロナで外に出なくなった人が多いのは確かで、 介護関係や障害者の方々の外出自粛は続いてい る。致し方ないが、何か手があるわけでもなく、 外出を自粛するかしないかは、国の施策に基づい て行動するようなところしかないと思う。問題は、 これを何年も続けるのかと。今はちょうど何も規 制がないときで、これから人の動きは活発化する のか、安心感はどのように出てくるのか、よく見 ていきたい」

──2020 年 11 月施行の改正地域公共交通活性 化・再生法では、移動ニーズにきめ細やかに対応 すべく、「輸送資源の総動員」の考え方がうたわれ、 自家用有償運送の役割、広がりも期待されている。 制度改正の成果は出ているか。

中根氏:

「タクシーなどの交通事業者が、地域の事情や経

営事情に合わせて自家用 有償運送に入ってくる入 り口が作られたことは、 いいこと。移動困難者に とって、乗れる選択肢 が増えるほど、生活の満 足度は高くなるはず。バ ス業界、タタン一業界が コロナ禍から元気になっ



中根裕理事長

て、市民・利用者にいろいろな提案をする状況に なってほしいと思う。新制度の成果はまだ出てい るほどではなく、今はコロナでみんな痛拳を負っ ている」

長野など/10自治体と連携

一当面の課題、要望について。

中根氏:

「全国移動ネットとして四つの方針を作ろうとし ている。1点目は、自家用有償運送に該当しない 『登録不要』の輸送を導入する地域へのサポート だ。登録不要の輸送はここ2、3年で、すごく増 えている。お金がもうかるわけではなく、厚生労 働省の補助費などを組み合わせていくもの。当団 体は長野県、静岡県、奈良県など10ヵ所の自治 体から委託を受け、アドバイザーを派遣し、担い 手への講習などを手がける。しっかりと応援して ()<|

「2点目は自家用有償運送の改善。岐路に立って

いるとの問題意識を持っており、あらためて実態 を整理し、課題の把握に努めたい。必要に応じて、 いろいろ要望していく。3点目は継続して取り組 んでいるが、障害のある方の通学・通勤に対する 支援だ。地域によって対応がばらばらで、公的な 制度をもっと充てられればと思う。パンフレット を作って事例を広めていきたい。4点目として、 ホームページなど情報発信のあり方を見直す。わ れわれの活動が多くの人の目に留まるようにした (11

「各地の活動団体は今後、何年、何十年と続けら れるかどうか。2006年に自家用有償運送が(道 路運送法で)制度化され、全国で取り組める土壌 が作られた。自治体が運営協議会を開いて決める 仕組みには課題が出たが、大きなレールは敷かれ た。ただ、現在は登録不要の輸送を含め、『国と して勧めよう』という姿勢よりは、『基本的にで きない』とか、『運賃を取らなければやっていい』 といった、条件的な、マイナス思考的な考えが根 底にあると感じる」

「登録不要の輪送を広げるために介護保険などの 制度に絡めようとしても、自治体の判断が出てく る。有償運送のような法律的な仕組みとは異なり、 なかなか弱い部分がある。モデルを全国に広げる というより、地域ごとに福祉のニーズを捉えなが ら、オリジナルなものをオーダーメードで作って いかなければいけない。骨が折れるのも実情だ」

---バスとタクシーには何を期侍するか。

中根氏:

「福祉の観点だと、タクシー事業者が(2020年東 京)オリンピックに向けて整備した(ユニバーサ ルデザイン仕様の)『JPN TAXI(ジャパンタク シー)』は実際、車いすの障害のある方にどれく らい使われているのか、通勤・通学でどんなサポー トができているのか知りたい。データを表に出す と、地域で活躍していることが見えてくる。タク シー利用券もそうだが、成果をもっとアピールし ていいのでは」

孤独・孤立対策に真価発揮

──国土交通省では現在、アフターコロナを見据

え、地域交通の「共創」「リ・デザイン」をテー マの一つに掲げている。移動サービスを地域の課 題解決や維持・発展にどうつなげていくか。次の 時代をどう思い描いているか。

中根氏:

「今、国の方で孤独・孤立対策が随分とうたわれ ている。野田聖子さん(自民党衆院議員)が担当 大臣をやっていて、国主導で、いろいろな団体が 参画して対応しようとしている。孤独・孤立化が 高いと不健康な人が多くなり、国として金額的な 損害が大きいとの試算が出ている。これらの問題 はわれわれの移動サービスでも、結局、同じで、 外に連れ出すことで元気が出て、生活への意欲も 出る。移動サービスはオンラインではなく、リア ルに人と会い、人の集まる場に行く。移動サービ スこそが、孤独・孤立を解消する手段になる。交 通事業者も同じだと思う」

「例えば、頑固な人を病院やサロンに連れていく ときは、いつも同じ人が迎えに行き、ちょっとお 茶でも飲んで、話して、気分が少し楽になってか らお連れする。自治会や地域の中の人たちがやっ ている、うちで言うと、河崎民子副理事長(かな がわ福祉移動サービスネットワーク 神奈川)や 伊藤みどり事務局長が一生懸命取り組んでいる。 外出の先にある人と人のつながり、コミュニケー ションを作っていくことが、今後の移動サービス の大事なポイントになる。孤独や孤立にしない地 域づくりにどう貢献するかで、われわれのサービ スも変わっていくだろう」

「自家用有償運送はなかなか厳しい状況で、登録 不要の輸送も、地域ごとにオーダーメードしない といけない大変さがある。が、最終的にこれらは われわれの事業というよりも、地域づくりやまち づくりにとって必要なものになっていくだろう。 われわれはボランティア団体として粛々と取り組 んでいく」

(4月25日 聞き手=仁平英紀編集局長)



《 座談会・紹介 》 =

《座談会》

高齢者の移動を支える「第三の交通網」は形成できるか

遠藤 準司

(NPO 法人アクティブネットワーク代表理事、NPO 法人全国移動ネットワーク理事)

※「ニッセイ基礎研究所(座談会)レポート 2022.4.27」より、お馴染みの遠藤氏(関西 STS 連絡会) の"提言趣旨"を抜粋して、転載させていただきました。

高齢化によって、要介護者や身体障がい者は 増加しているが、移動サービスは供給不足

一 遠藤さん。これまでの制度では、公共交通でも介護保険でも、高齢者が利用しやすい移動サービスが不足していて、まさにそれが深刻な問題になっていると思いますが。

遠藤:私は全国移動サービスネットワーク(全国移動ネット)の理事を2006年に拝命しました。全国移動ネットの会員数は200団体で、その多くは福祉有償運送を行っています。理事は45人います。私自身は、大阪府茨木市でNPO法人アクティブネットワークの代表をしています。規模は小さいですが、在宅の介護保険サービスや自家用有償旅客運送を行っています。ライフワークは自家用車を使った移動支援です。

まず高齢者向けの移動サービスの歴史を説明したいと思います。始めに、介護保険の動きから紹介します。私は介護保険制度が始まった2000年から介護保険事業に従事していますが、当時、訪問介護のヘルパーが自らのマイカーを使って利用者の自宅から病院まで送迎する「通院介助」が全国的に大流行していました。利用者にとっては、馴染みのヘルパーさんが付き添ってくれるので安心だし、利用料も実質1割負担と低額でした。

ところが、2006年に「道路運送法」が改正され、ヘルパーがマイカーを使って通院送迎する場合には、「道路運送法」に基づく許可や登録が必要と周知されました。介護保険の運用に関しても、厚生労働省から「身体介護」区分の介護報酬が適用されないという通知があり、それを機に、通院送迎は一気に萎んでいきました。いろんな側面があって法的整備が進んだので

すが、私の印象としては、 保険者である自治体が、 「何でタクシー代を介護保 険財政で支給しないとい けないのか」と反対した のが大きな引き金だった かと思います。

今のところ、介護保険 による移動サービスは制



遠藤 準司 氏

度上ありませんが【注 1】、「道路運送法」では 自家用自動車を用いた有償の輸送として「自家 用有償旅客運送」制度も設けられました。公共 交通の無い交通空白地や、障がい者など公共交 通を利用できない人が対象である場合に限っ て、自治体や NPO などに実施が認められた、 例外的な制度です。

【注 1】2015 年の介護保険制度改正によって新設された「訪問型サービス D」は、通院や日常の買物の付き添い支援として行う移送前後の生活支援サービスで、厳密には移送サービスではない。

2020年法改正で、交通空白地有償運送と福祉有償運送の2種類に整理されましたが、2006年の制度開始から15年、運営団体数はいずれもほぼ横ばいです。車両数は2016年をピークに減少しています。一方、福祉有償運送へのニーズを持つ対象者数はどうかと言うと、高齢化を背景に、要介護者や要支援者、障がい者数は当然、増えているのですが、供給する団体数が伸びていない。

次に、目的地まで送迎してくれるタクシーの 供給量を見ると、法人、個人とも減少していま す。4条の介護タクシー(福祉有償限定)だけ は若干、右肩上がりですが、全体を合計すると 減少のトレンドです。

以上のように、道路運送法に基づく高齢者向 けの移動サービスが不足している現状におい て、全国移動ネットが最近、力を入れているの は、道路運送法の許可・登録が不要なボランティ アドライバーによる助け合いの活動です。全国 的に、ニーズが高まっているからです。

これまでの地域の公共交通には合わない、 移動に付添いや介助を必要とする需要層が

遠藤氏:助け合いの移動支援の輪が広がってきた きっかけは、2016年、内閣官房に「高齢運 転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚 会議」が設置されたことです。その方針を受け て、国交省にも「高齢者の移動手段の確保に関 する検討会」が設置され、ペーパーにも初めて 「互助による輸送」が出てきました【注2】。そ れまでは国交省のペーパーに「互助による輸送」 なんて一切、出てこなかったが、潮目が変わっ てきました。

【注2】国土交通省(2017)「高齢者の移動手段の確保 に関する検討会 中間とりまとめ」(2017年6月)

「交通と福祉との連携」ということも、この 頃から盛んに言われるようになってきました。 2015年度以降、介護保険制度の新しい総合事 業の中に「訪問型サービス D」という移動支援 のメニューが設けられ、そういうものとも連携 していけよ、という話が出てきました。

今、なぜこの助け合いの移動支援が推進され ているかということですが、これまで見て頂い た通り、高齢者や要介護者が利用しやすい福祉 有償や個別輸送の供給が減少しているのに対し て、需要は、確実に増え続けているからではな いでしょうか。

実は、これまでの公共交通にも自家用有償旅 客運送にもマッチしていない、移動に他人の付 添いや介助を必要とする需要層が、もしかして 出現しているのではないか。結果的に、そのよ うな需要が地域に染み出し、あふれている。

それに一番敏感な住民の方々が危機意識を持 ち、送迎のボランティア活動に突き動かされて いるのではないかというのが、個人的な印象で

この流れが進めば、今後、地域を走行する白 ナンバーは、自分や家族の移動だけではなく、 他人を運ぶ自家用車が多数を占めるという時代 が到来するのではないか。もはや、白ナンバー の自家用自動車も、一つの社会資源という捉え 方が必要なのではないかと思っています。

交通と福祉の縦割りによって、 新しい移動サービスの創出につながらない

遠藤氏:先ほど申し上げた国土交通省の「高齢者 の移動手段の確保に関する検討会」の頃から、 「交通と福祉の連携」と言うようになりました。 私も現場へ行くと、立場上、市町村の福祉の担 当者とお話することが多いですが、交通の方で は何をやってるか分からないという状況なんで す。小さい自治体の担当者と話をしていても、 交通と福祉の縦割りです。

福祉の担当者たちは、「今、目の前で困って いる人をどうしたら移動支援できるか」という ゲリラ的発想ですが、それに対して交通はいろ んな規制で守られていて、どちらかと言うと、 計画が優先される世界だと思います。そういう 世界は、予算の裏付けがあります。同じ移動困 難な方を対象にして施策を打つ立場なのに、ア プローチが違う。

今、公共交通会議や運営協議会など、いろん な縦割りの会議体がありますが、なかなか福祉 と交通を連携させて、なおかつ機能させられて いる、問題に対処できているというところは少 なく、横串をどう通すかはすごく課題です。

私は介護のエッセンシャルワーカーで、福祉 の人間ですが、交通の関係者と話す機会もあり ます。現場レベルで福祉と交通の相互理解を深 めるためには、つきなみですが、やはりお互い を知り合う継続的な対話しかありません。問題 の本質は、交通と福祉、双方に共通して言える のですが、移動に対するニーズとしっかり向き 合えているかと言うと、どちらも急速な変化に 対応出来ていないような気がしています。

―― 最後に、地域の移動サービスの実現に向け て、今後、何が求められるかを、皆さんからお 伺いしたいと思います。

遠藤氏:全国移動ネットの歴史は、法制度との闘 いの歴史と言えるぐらい、これまでにも国交省 や厚労省にいろんな提言をしてきました。正直 言って、この 10 年~ 20 年、これまで我々が 費やした労力に比べれば、法制度の歩みは小さ いと思いますが、これだけ全国で公共交通が縮 減し、地域によっては総力戦の様相を呈してい る状況では、法整備というところまでは、なか なか大きな期待はできませんが、時代のニーズ によって、変わって行かざるを得ないと思いま

今日、出たお話で、「高齢者のニーズを理解 するべきだ」というのは、自戒する点もありま す。例えば、高齢者の方でも、普段の生活で必 要な移動支援をして、通院や買い物が充足して くると、人間って「今度は、ちょっと旅行した いな」と広がりが出てくるんです。一言で「移 動支援」といっても、余暇活動も含めた発展的 活動になるように見ていく必要があるんじゃな いかと思いました。高齢者ということで、支援 の対象とするのではなく、一消費者としての視 点を供給側は持っておく必要があるかと思いま す。 [了]

≕ 《資料(新聞報道②)》 🏣

デイサービス送迎車で行きたい所に 地域の足へ実用化目指す

(2022.4.29 毎日新聞)

デイサービスの送迎車を、「オンデマンド」の 相乗り交通機関として活用する先進的な試みが群 馬県で進んでいる。

お年寄りが身近な病院やスーパーなどへの送迎 を依頼すると、情報通信技術(ICT)を使って複 数の利用者や目的地を効率的に巡るコースを瞬時 に組み立て、近くを走る車を配車する。

事業所の垣根を越えた運用も試行しており、「お 年寄りのための新たな地域の交通網になれば」と 関係者は意気込む。

始めたのは介護会社「エムダブルエス日高」(高 崎市)。群馬県内でデイサービス12ヵ所を運営 し、車椅子用リフト付き送迎車計約200台を保 有する。2016 年から、「福祉 Mover (ムーバー)」 と名付けた自社開発の配車システムの運用を始め た。

全車両の位置をリアルタイムで把握して送迎の コース作成を自動化し、大幅な省力化を実現した。 車椅子の使用や要介護度など、各利用者の特性も 加味して組み合わせる。



※エムダブルエス日高の車椅子用リフト付き送迎 車。オンデマンドの交通機関としての活用を目 指す=ソーシャルアクション機構提供

この配車システムを、世界で導入が進む「MaaS (マース)」と呼ばれる次世代移動サービスの「福 祉版」として普及させようと、一般社団法人「ソー シャルアクション機構」を設立して移管。さらに オンデマンドの相乗りに進化させ、経済産業省と 組んだ実証実験を 2020 年 10 月~ 2021 年 2 月、



※送迎車の位置や状況がリアルタイムで把握できる「福祉 Mover」の画面 =ソーシャルアクション機構提供

高崎市と前橋市の一部や、太田市と栃木県足利市 などで行った。趣旨に賛同した他の11法人もシ ステムの提供を受けて加わった。

デイサービスの利用者計300人が参加し、配 車を依頼するためのスマートフォンアプリの使い 方は職員が訪問して教えた。

利用者は前もって自宅とよく行く場所の計5ヵ 所を登録し、車に乗りたい時に乗車場所と行き先 を指定して申し込めば、平均20分で送迎車が到 着。

利用者からは「近所のスーパーにも行けるよう になり、生活を自分でコントロールできるように なったのがうれしい」「つえを使っているので雨 の日は傘が持てなかった。外出する機会が増えて 充実している」などと感想が寄せられた。

実証実験では利用は無料だったが有料での実用 化を目指しており、今後も実験を積み重ねるほか、 将来はタクシー業界との連携も目指す。

プロジェクトを主導したソーシャルアクション 機構の北嶋史誉(ふみたか)代表理事(53)は「お 年寄りは最も弱い交通弱者だが、介助に慣れてい るデイサービス職員が同乗するので安心して外出 でき、健康寿命の延伸が期待できる。

介護業界には地域の交通インフラを担える潜在 能力がある」と話す。 【錦織祐一】



※ C12○1・配車システム .eps



2022年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い

それぞれの生活の場、持ち場において新型コロナウィルスの猛威が吹き荒れる中、各地で障がい者、 高齢者等の「誰もが自由に移動できる地域社会を」と、日常的な取組みに汗を流されている皆さま方に、 心よりお見舞いを申し上げます。

「急速な高齢化と少子化が同時進行し、ドア・ツー・ドアの移動を提供する STS の普及促進が緊急 の政策課題」(国土交通省:2006年)とした改正「道路運送法」以降、2013年の「交通政策基本法」、 2014年「改正・地域公共交通活性化・再生法」施行、そして 2020年 11月には「道路運送法」施行規 則の一部改正となりました。この法改正を受けて、国交省は「制度・事業モデルパンフレット改訂版」(2022 年3月)を作成・発行しました。【本通信1頁「レポート」参照】

一方、厚労省では 2015 年"介護保険制度"改正を期に、「新しい総合事業」で"移動支援"が明記さ れるようになりました。

しかしながら、福祉有償運送の「登録団体数」(2021年3月国交省統計)は、全国で2,539団体です が、2020 年度は「抹消:136 団体」とあり、近畿でも 338 団体(抹消:17 団体)という現状があります。 各都道府県統計の"移動制約者総数"は年々増加しており、それぞれの地域現場での悪戦苦闘の様子が 目に浮かびます。

私たち関西 STS 連絡会は、今後も地域生活と結びついた取組みをネットワークを通して情報発信し ながら、セミナーの開催、調査・研究の取組み、新たに事業を立ち上げる団体への相談・支援活動や、 移動送迎サービス利用者からの問合わせにも、可能な限り対応していきたいと考えています。また"活 きいきとした移動送迎支援活動のすそ野を拡げていく"ための「運転協力者認定講習」(修了者 5,756 名: 2022 年 3 月末現在)を、地域での移動送迎サービスの充実につなげていきたいと考えています。

各参加団体の皆さん方の、2021年度の温かいご協力に感謝すると共に、2022年度も変わらぬご協力と、 ご支援のほどをよろしくお願いする次第です。

《 2022 年度 関西STS連絡会・会費納入のお願い 》

- □ 関西STS連絡会加入団体・個人の皆様へ
 - ※年会費: 3,000 円です。(郵便振替によるご入金をよろしく!!)
- □ 関西STS連絡会に未加入の皆様方へ
 - ※団体・個人を問わず年会費:3,000円です。(「加入届」にも、ご記入してください!)
- □ 会費を入金済みの加入団体・個人の皆様方には、
 - ※様々な情報の提供と、「運転協力者講習会」費用の割り引き措置をおこなっております。
 - □ 郵便振替口座:「00950-9-160204 / 関西STS連絡会」□
 - □ 銀行振込の場合:ゆうちょ銀行 当座「○九九支店:0160204」□

※すでにお支払いを済まされている団体・個人様には、行き違いです。申し訳ありません。

編集人:

編集人/NPO法人 日常生活支援ネットワーク 移動・送迎支援活動ニュース編集部 〒 556-0012 大阪市浪速区敷津東 3 丁目 6-10 TEL・FAX 06-4396-9189 発行人/関西障害者定期刊行物協会:

> 〒 543-0015 大阪市天王寺区真田山町 2 - 2 東興ビル 4 F 定価/100円